

# 国民健康保険 制度について

## 平成30年度国民健康保険家庭表彰

国民健康保険に加入し、平成29年度中に医療機関を受診しなかった方に（国民健康保険税に未納がない方に限る）、かみのかわサービスポイントカード会員物券（ベリカード）を下記のとおり平成31年3月に贈呈いたしました。今後も健康に留意してお過ごしください。

未受診年数	対象世帯数
1～2年	35世帯
3～4年	25世帯
5～6年	6世帯
7年以上	11世帯
未受診最高期間 21年	

## 人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険では、加入している方の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を行っております。

<b>助成対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上三川町国民健康保険被保険者で満30歳以上である方</li> <li>●国民健康保険税に滞納がない世帯の方</li> <li>●特定健診（町が実施する健康診査）を受けていない方</li> </ul> <p>※同一年度内に人間ドックか脳ドックのどちらか1つを助成しますので選んで受診してください。</p>
<b>健診機関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石橋総合病院</li> <li>●自治医科大学健診センター</li> <li>●栃木県済生会宇都宮病院健診センター</li> <li>●宇都宮記念病院総合健診センター</li> <li>●佐々木記念クリニック</li> </ul> <p>ほか人間ドック実施健診機関</p>
<b>コースと助成金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1日コース → 28,000円以内</li> <li>★1泊2日コース → 43,000円以内</li> </ul> <p>※助成金額は、健診費用から消費税相当額を控除した額（1,000円未満切捨て）の上記助成金額を限度に助成します。</p>

申し込み方法…事前に健診機関へ健診日を予約し、健診を受ける1週間前までに保険証と印かんを持って、住民課国保年金係までお越しください。

※後期高齢者医療制度（満75歳以上）に加入している方も人間ドックの費用を助成します。コース、助成金額は国民健康保険の方と同じです。ただし、後期高齢者医療の保険料に滞納がなく、特定健診を受けていない方が対象となります。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎569134

平成31年度保険税の税率等（ ）は、前年度比較

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳)
所得割額＝ 課税標準額×	7.6%	2.2%	1.9%
均等割額＝ 被保険者数×	25,000円 (4,000円減)	9,000円	15,000円
平等割額＝―世帯×	26,000円	6,000円	—
年間賦課限度額	580,000円 (40,000円増)	190,000円	160,000円

※課税標準額＝平成30年中(平成30年1月～12月)の総所得金額等－330,000円

### ◆保険税の計算方法

保険税の税額は、被保険者に対して、次の3つを世帯で合算して計算します。

1. 所得割額：その世帯の国保加入者の所得額に応じて算定します。
2. 均等割額：その世帯の国保加入者の人数に応じて算定します。
3. 平等割額：一世帯あたりいくらとして算定します。

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれについて、賦課限度額を超えたときは、賦課限度額となります。

世帯主とその世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者(注)全員の前年の所得の合計金額が、下記以下の場合

7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + (※28万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数)以下の世帯 <b>※平成30年度は27万5千円</b>
2割軽減	33万円 + (※51万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数)以下の世帯 <b>※平成30年度は50万円</b>

(注)特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して同一世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主を変更した場合、その世帯員でなくなった場合、後期高齢者医療制度へ移行してから5年が経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

**国民健康保険税の改正のお知らせ**  
平成31年度から、税率等を改正します。改正内容は、左記のとおり医療保険分の均等割額の引き上げ及び年間賦課限度額の引き上げです。

●低所得世帯の軽減措置に  
ついて軽減が拡充されました

世帯の所得が少ない場合は、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。平成31年度から、5割、2割の軽減世帯の基準額が引き上げられました。

●非自発的失業（離職）者の軽減制度

リストラなどで非自発的に失業された人の国民健康保険税を軽減します。制度の適用を受けるには、必ず届出が必要です。詳しくは税務課住民税係にお問い合わせください。

●医療費の削減にご協力をお願いします。

医療費の大部分は、国県等の公費と皆様が進める保険税で負担しています。必要な医療を安心して受けるためにも、皆様のご協力をお願いします。

医療費を有効に使うためのポイント  
・年に1回は健康診査を受けましょう。  
・かかりつけ医を持ちましょう。  
・同じ病気で重複受診はやめましょう。また、薬は必要以上に要求しないようにしましょう。

診療時間内の受診を心がけましょう。  
・ジェネリック医薬品を利用することで医療費が削減できます。

ジェネリック医薬品とは…特許が切れた医薬品について、他の製薬会社が同じ成分を使い、製造販売する医薬品です。一般的に新薬に比べて薬価が低く、患者さんの薬割費負担が少なくなります。

▼問い合わせ先

住民課 国保年金係 ☎569134  
税務課 住民税係 ☎569122